

税務ポイント

(会社の税務 よろず相談室[®]) 所得税関係 確定申告を忘れたとき

Q. 所得税法では毎年1月1日から12月31日までの1年間に生じた所得について、翌年2月16日から3月15日までの間に確定申告を行い、所得税を納付することになっていますが、期限内に確定申告を忘れた場合どうなりますか？

A. 期限内に確定申告を忘れた場合でも、自分で気が付いたらできるだけ早く申告するようにしてください。この場合は、期限後申告として取り扱われます。

また、期限後申告をしたり、所得金額の決定を受けたりすると、申告等によって納める税金のほかに無申告加算税が課されます。

なお、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」では、画面の案内に従って金額等を入力することにより確定申告書が作成できます。税額などが自動計算され、作成したデータは、電子申告(e-Tax)や印刷して税務署に郵送等で提出することができます。

加算税

各年分の無申告加算税は、原則として、納付すべき税額に対して、50万円までは15パーセント、50万円を超える部分は20パーセントの割合を乗じて計算した金額となります。

なお、税務署の調査を受ける前に自主的に期限後申告をした場合には、この無申告加算税が5パーセントの割合を乗じて計算した金額に軽減されます。(ただし、平成29年1月1日以後に法定申告期限が到来するもの(平成28年分以後)については、調査の事前通知の後にした場合は、50万円までは10パーセント、50万円を超える部分は15パーセントの割合を乗じた金額となります。)

(注)期限後申告であっても、次の要件をすべて満たす場合には無申告加算税は課されません。

1. その期限後申告が、法定申告期限から1か月以内に自主的に行われていること。
2. 期限内申告をする意思があったと認められる一定の場合に該当すること。

なお、一定の場合とは、次の(1)および(2)のいずれにも該当する場合をいいます。

- (1) その期限後申告に係る納付すべき税額の全額を法定納期限(口座振替納付の手続をした場合は期限後申告書を提出した日)までに納付していること。

- (2) その期限後申告書を提出した日の前日から起算して5年前までの間に、無申告加算税または重加算税を課されたことがなく、かつ、期限内申告をする意思があったと認められる場合の無申告加算税の不適用を受けていないこと。

延滞税

期限後申告によって納める税金は、申告書を提出した日が納期限となりますので、その日に納めてください。

税金の納付手続については、国税庁ホームページ「国税の納付手続」を参照してください。

また、この場合は、納付の日までの延滞税を併せて納付する必要があります。

延滞税について

税金が定められた期限までに納付されない場合には、原則として法定納期限の翌日から納付する日までの日数に応じて、利息に相当する延滞税が自動的に課されます。

延滞税の計算方法については、国税庁ホームページでご確認ください。

延滞税がかかる場合

例えば、次のような場合には延滞税が課されます。

- (1) 申告などで確定した税額を法定納期限までに完納しないとき
- (2) 期限後申告書または修正申告書を提出した場合で、納付しなければならない税額があるとき
- (3) 更正または決定の処分を受けた場合で、納付しなければならない税額があるとき

いずれの場合も、法定納期限の翌日から納付する日までの日数に応じた延滞税を納付しなければなりません。

なお、延滞税は本税だけを対象として課されるものであり、加算税などに対しては課されません。

延滞税の計算期間の特例

偽りその他不正の行為により国税を免れた場合等を除き、次の場合には一定の期間を延滞税の計算期間に含めないという特例があります。

- (1) 期限内申告書が提出されていて、法定申告期限後1年を経過してから修正申告または更正があったとき
- (2) 期限後申告書が提出されていて、その申告書提出後1年を経過してから修正申告または更正があったとき
- (3) 確定申告書を提出した後に減額更正がされ、その後さらに修正申告または更正があったとき(平成29年1月1日以後に法定納期限が到来する国税について適用されます。)

根拠法令等

所法120、通法18、35、60、61、66、118、119、通令27の2、措法94、平28改正通法附則54

税制委員会：甕秀行、大池明、北澤剛 グループ稿)

(監修：関東信越税理士会 松本支部)